

令和2（2020）年10月1日

保護者の皆様へ

柏崎市教育委員会

小中学校への留守番電話の導入について

日頃より本市の教育行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、昨今、教職員の長時間勤務が社会的問題となっており、本市におきましても、国の働き方改革推進の下、教職員の多忙化解消に向けた業務の見直しを進めているところです。その中で、教職員が働き方を見直し、自らの教師力を磨き、児童生徒により一層効果的な教育を行えるようにするために、業務時間の明確化に取り組んでいます。この一環として、下記のとおり留守番電話を導入することといたしました。
つきましては、今後、学校への連絡は電話対応時間内としていただくことに、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 留守番電話の使用開始日 令和2（2020）年10月12日（月）
- 2 留守番電話となる時間帯
原則として、留守番電話となる時間帯は次のとおりとしますが、業務その他の関係で変更することがあります。
 - （1）平日 小学校 午後6時から翌日午前7時30分まで
中学校 午後7時から翌日午前7時30分まで
 - （2）土曜日・日曜日・祝日・学校休業日
終日（ただし、授業や学校行事がある場合の時間帯は、この限りではありません）
 - （3）長期休業期間（春季・夏季・冬季）
小・中学校 午後4時45分から翌日午前8時15分まで
- 3 留守番電話の内容
 - （1）留守番電話には録音機能はありません。
 - （2）留守番電話のメッセージ・・・「こちらは柏崎市教育委員会です。御連絡をいただきました〇〇（小・中）学校は、本日の電話対応を終了しております。恐れ入りますが、翌日以降にお掛け直しくくださるようお願いいたします。なお、児童生徒の重大事態など緊急を要する場合は市役所《23-5111》に、児童生徒の生命に関わる重大事態の場合は、《110番》または柏崎警察署《21-0110》に御連絡ください。」
- 4 緊急を要する電話への対応
市役所へ御連絡いただいた場合は、必要に応じて教育委員会から折り返し御連絡いたします。
柏崎警察署に御連絡された場合は、警察からの連絡を受け関係機関と連携して対応いたします。なお、不審者情報については、警察に御連絡をお願いします。

(お問い合わせ先) 柏崎市役所 23-5111(代) 教育総務課 内線 360 学校教育課 内線 530
